

振り込め詐欺(恐喝)にご注意を

大金は 引き出す前に まず相談
～振り込め詐欺(恐喝)にご注意を～

●特殊詐欺とは

面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預金口座への振り込みやその他の方法により現金などを交付させたりする詐欺のことで、特殊詐欺の手口としては、振り込め詐欺などがあります。

●振り込め詐欺の種類

①オレオレ詐欺

主に電話を利用して親族、警察官などを装い、犯人が直接現金を受け取りにきたり、預金口座に振り込ませる方法によりだまし取る詐欺

②架空請求詐欺

郵便、インターネットなどを利用して、不特定多数の者に対し、架空の事実を口実として料金を請求し、現金を振り込ませる詐欺

③融資保証金詐欺

実際には融資しないのにも関わらず融資をす

る旨の文書を送付した上で、保証金を名目に現金を口座に振り込ませる詐欺

④還付金詐欺

役所などをかたり医療費などの還付に必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、被害者が気付かないまま口座間送金により現金をだまし取る詐欺

●詐欺被害に遭わないために

下記のことを念頭に入れておいてください。

- ・家族同士で合い言葉を作っておくこと
- ・家にも留守番電話にしておくこと
- ・大金を請求されたらまず相談すること
- ・警察、市役所、税務署、年金機構などの公的機関からはお金の請求などの電話はかかってこないこと

●問い合わせ

半田警察署 警務課

☎0569-21-0110

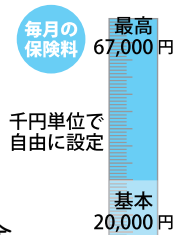
農業者の皆さんへ 農業者年金に加入しましょう

●以下の要件を満たせば誰でも加入可

- ・20歳以上60歳未満であること
- ・年間60日以上農業に従事していること
- ・国民年金第1号被保険者であること

●保険料を自由に選択(農業者老齢年金のみ)

保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、減額・増額は任意です。



●80歳までの保証が付いた終身年金

- ・年金は終身受給できます。
- ・加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずであった金額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支払われます。



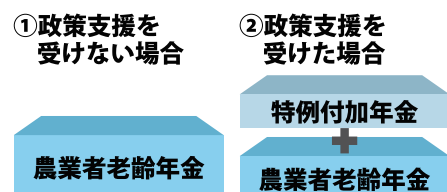
●税制面でも優遇措置

保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金等控除の対象とな

ります。

●年金の型は2種類

- ・農業者老齢年金
納めた保険料とその運用益を基礎とし、加入者全員が65歳から受給できます。
- ・特例付加年金(政策支援部分の年金)
政策支援を受けた方が、農地、採草放牧地および農業用施設の権利移転などを行い、農業経営者でなくなると(経営継承すると)受給できます。



●問い合わせ

・県農業会議 農政課

☎052-962-2841

・町農業委員会(農業振興課内) 内線344